

最判平成16年11月25日 民集第58巻第8号2297頁

(住民監査請求における請求対象特定要件に関する判決)

判示事項

地方自治法242条1項に基づく住民監査請求の対象行為の特定に関する要件

判旨

住民監査請求書においては、請求の対象とする当該行為等が 監査委員において認識することができる程度に特定されていれば足りる。 請求人が行為の違法性を具体的に主張し、またその立証を尽くすことまでは要求されない。

理由抜粋

本件住民監査請求書には、当該地方公共団体の職員による支出行為の年月日、金額及び支出目的等が記載されており、これにより当該行為の範囲を監査委員が認識できる。したがって、請求書は住民監査請求として適法である。これを不十分として却下した原審の判断は、地方自治法242条の解釈を誤るものであり、違法である。

引用条文

地方自治法第242条（住民監査請求）

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為について、監査委員に監査を求め、その結果に基づき必要な措置を請求することができる。

参考文献

- ・ 民集第58巻第8号2297頁（有斐閣）
- ・ 判例タイムズ1167号152頁
- ・ 判例地方自治40巻11号128頁

立証趣旨

住民監査請求においては、請求対象行為を監査委員が認識し得る程度に摘示すれば足り、請求人に「具体的・客観的」な詳細立証責任を課すことは許されないことを立証する。

以上